

平成21年度一般会計当初予算説明資料

2款 総務費

4項 市町村振興費

自治振興課（内線：7167）

2目 自治振興費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他 (財産収入)	一般財源	
市町村交付金	278,000	496,006	△218,006			19,646	258,354	

事業内容の説明

1 事業の目的

市町村の自主性を活かした施策展開を支援するとともに、県・市町村を通じた事務手続きの省力化を図る。

2 主な事業内容

市町村交付金の制度上の問題点として、県と市町村の関わりが薄れてきている等の意見を踏まえ、県と市町村が連携して実施する必要性が高い分野については、市町村交付金から外出しし、担当部局が所管する目的別交付金を創設する。併せて対象事業及び配分方法の見直しもを行い、制度を3年間延長する。

○市町村交付金（企画部所管）の継続	278,000千円	} 合計 496,792千円
○目的別交付金の創設		
・防災・危機管理対策市町村交付金（防災局所管）	30,000千円	
・市町村子育て応援交付金（福祉保健部所管）	38,792千円	
・しっかり守る農林基盤交付金（農林水産部所管）	150,000千円	

3 制度の仕組み〔根拠規定：鳥取縣市町村交付金条例〕

(1) 交付金の対象

- 国、県等の他の補助金を受けていない事業（別紙）の一般財源
- 職員人件費（非常勤職員、臨時的任用職員は除く）は対象外

(2) 交付率

交付金対象事業費の1/2以内

(3) 配分方法

- 交付金総額の90%を最低保証額として各市町村に配分
→最低保証額は、財政割（標財規模、財政力指数を勘案）、均等割、人口割で構成
- 最低保証額を超過した部分については、調整交付額（交付金総額の10%）を最低保証額を超える事業を実施した市町村の当該超過部分でまん分して配分

【配分方法の見直し】

- ・交付金総額に占める最低保証額の割合が75%と低いことから、年度当初に歳入見込をたてにくいため、最低保証額の割合を90%に引き上げる。
- ・人口規模を勘案すべきとの市町村の意見を踏まえ、最低保証額の算定に15%の人口割を導入する。

調整交付額		25.0%	→	調整交付額		10.0%
最低保証額 (75%)	財政割	37.5%		最低保証額 (90%)	人口割	15.0%
	均等割	37.5%			財政割	37.5%
				均等割	37.5%	

(4) 実施期間

現行の鳥取縣市町村交付金条例は平成21年3月31日で失効するため、失効期限を平成24年3月31日まで延長する。